

東北町書かない窓口システム導入業務委託 公募型プロポーザル審査委員会設置要領

東北町書かない窓口システム導入業務委託に係る公募型プロポーザルの審査委員会設置に関する要領を次のとおり定める。

1 審査委員会の設置

東北町書かない窓口システム導入業務委託（以下「導入業務」という。）に係る公募型プロポーザルの審査を適正かつ公正に行うため、「書かない窓口システム導入業務委託公募型プロポーザル審査委員会」（以下「審査委員会」という。）を設置する。

審査委員会は、東北町職員のうちから別表に掲げる職にある者により組織する。

2 審査対象及び評価項目、評価基準ならびに配点 別紙のとおりとする。

3 一次審査

審査委員会において、応募事業者の「企画提案書」を各審査委員が別紙「評価基準」に基づき採点し、二次審査へ進む応募事業者を選定する。

なお、応募事業者が4者以下のときは審査委員会において一次審査を省略することができる。

この場合、全ての応募事業者が二次審査へ進むものとする。

4 二次審査及び契約候補者の選定

審査委員会において、応募事業者からの「プレゼンテーション及びヒアリング」を実施し、各審査委員が別紙「評価基準」に基づき採点し、評価得点の合計点が最も高い応募事業者を契約候補者として選定する。

5 事務局

審査委員会の事務局は、企画課に置く。

附 則

（施行期日）

この要領は、令和8年5月22日から施行し、令和9年3月31日までとする。

別表（第4条関係）

副町長
総務課長
東北支所長
町民課長
企画課長